

# (報告2) 国民健康保険における 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症については、国民健康保険の運営において、受診控えによる医療費の減少など、顕著な影響が現れています。

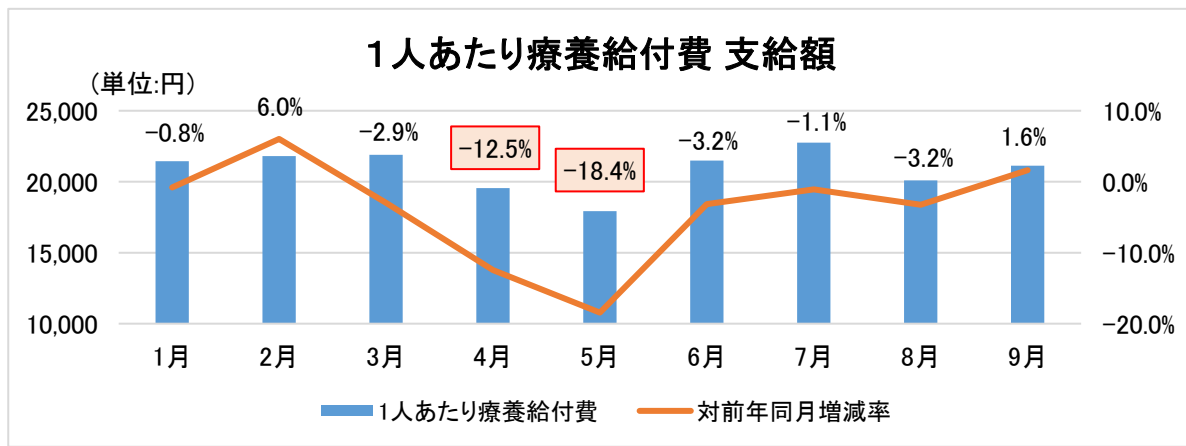
9月にお送りした報告に引き続き、その状況をお伝えするとともに、国民健康保険料の減免などの関連する支援策の状況についてご説明いたします。

## 本市国保の状況

### 1人あたり療養給付費

医療費の7割分等を国保が負担する療養給付費は、令和2年4月・5月診療分で大幅に減少しました。受診控えによるものと考えられます。

その後、6月～8月診療分では前年度の水準に近づき、9月診療分では増加に転じました。



## 関連する支援策

新型コロナウイルス感染症に関する対応策として、国が緊急的・特例的な財政支援を行い、国保保険者（市町村）が支援策を実施することとなりました。内容は、保険料の減免及び傷病手当金の支給です。

### 保険料の減免等

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯等に対して、保険料の全額から10分の2を減免します。

本市の状況としては、勤務日数の削減や解雇による給与収入の減少、売上高の減少による事業収入の減少といった事例が見られるところです。

減免件数  
R2.11末現在 298件  
35,592,800円

### 傷病手当金の支給

新型コロナウイルスに感染または感染疑いのある被用者に対して、仕事を休んだ期間等を基準に、傷病手当金を支給します。

支給件数  
R2.11末現在 0件

この他、保険料の納付猶予や一部負担金の減免措置を設けています。